

四日市市公契約審議会 会議録

令和5年8月9日（水）

18：00～19：45

6階 本部員会議室

出席委員：小林慶太郎会長、平田法子委員、種村和春委員、岡田良太委員、鈴木智貴委員

欠席：西川和美委員

事務局：川口総務部長、太田調達契約課長、坂口調達契約課長補佐、矢田契約係長、
古市

傍聴者：1名

○委員委嘱

○会長選任

○「事項書 I. 労働環境チェックシートの対象となる契約について」事務局より資料説明

○ 委員

落札率が100%のものや100%に近いものは、1者応札だったということですか。

○ 事務局

単独随契は落札率が100%に近くなる場合が多いです。競争入札では最低制限価格に近い金額で落札される場合が多く、総合評価方式では低入札価格調査基準価格に近い金額で落札される場合が多いです。最低制限価格や低入札価格調査基準価格の設定には92%の上限があるので、公契約条例の対象となる金額の工事では、その上限に近い落札率となる場合が多いです。資料にある落札率99.63%の塩浜雨水1号幹線水路築造工事は単独随契です。

○ 事務局

資料の落札率100%の日永浄化センター第4系統詳細設計付水処理設備工事は、プロポーザル方式により選定した業者との随意契約です。

○ 委員

この資料では、随契や一般競争などすべての入札・契約方式が混ざっているということでしょうか。

○ 事務局

その通りです。予定価格1億円以上の工事が労働環境チェックシートによる報告対象

となります。それを一覧にしてお示しさせていただいた資料ですので、入札・契約方式はいろいろなものが混ざっています。

○ 委員

事務局からのご説明としては先ほどぐらいでよいと思うのですが、資料としては各案件の入札・契約方式も載せていただくとわかりやすいかもしれませんね。

○ 事務局

入札監視委員会という別の会議では、入札・契約方式も資料でお示しして、随意契約とした理由、競争入札でも落札率が高かった場合や1者入札となった場合はその理由をご説明させていただいているところです。公契約審議会では会の目的を踏まえてそこまでは資料を載せていなかったところですが、資料が分かりやすくなるよう検討したいと思います。

○ 事務局より「事項書 II. 公共工事設計労務単価及び最低賃金について」資料説明

○ 委員

毎年3月に労務単価の改正があり、労務単価は上昇してきています。事業主が負担すべき一般管理費や現場管理費等はこの労務単価に含まれていませんが、これらの費用も上昇してきていると聞いています。積算では、これらの上昇分も考慮されているのでしょうか。

○ 事務局

積算については、最新の労務単価を使っており、一般管理費、現場管理費、共通仮設費についても人件費や物価の上昇が反映されていると思います。

○ 委員

下請や孫請けになると、事業主が負担すべき必要経費について、元請など上から言われて計上できないなど不当に値切られることがあってはいけないと思います。この辺りは、労働環境チェックシートでチェックされているのでしょうか。

○ 事務局

労働環境チェックシートでは、そこまで詳細な項目は設けていませんが、下請けや孫請けも含めてすべての事業主の労働環境チェックシートを集めており、各事業主が払っている賃金や労働条件などの労働環境について報告してもらってチェックしています。

○ 委員

労働報酬下限額は四日市市では導入されていないと聞いていますが、末端の個人事業主などではそのあたりが気になる場所でもありますので、適切にチェックをお願いしたいと思います。

○ 事務局より「事項書 Ⅲ. 公契約条例の施行状況について」資料説明

○ 委員

資料「労働環境チェックシートについて」にある時給換算した労務単価の全職種平均などの数値は、労働環境チェックシートの裏面で報告のあった最低労働賃金単価等を集計したものです。

○ 事務局

その通りです。

○ 委員

労働環境チェックシートで報告のあった最低労働賃金単価等について、極端に高い単価の報告もあるようですが、市から確認は行っていますか。

○ 事務局

単価の高いものについては確認を行っていませんが、最低賃金を下回る可能性があるものについては確認を行っています。特に、例年10月に最低賃金の改正がありますので、改正前に労働環境チェックシートの報告を行っていて、最低賃金の改正後は最低賃金を下回ることになるものについて、電話で確認を行っています。

○ 委員

人件費や物価が上昇してきている中で、一人親方の方々は労務単価になかなか反映できず厳しい状況であるということが現状かと思しますので、引き続き監視をお願いします。

○ 委員

労働環境チェックシートを集めることによって、少しずつこのあたりの現状が分かるようになってきたのかなと思います。

○ 委員

労働環境チェックシートを長年にわたって集めていただいて、四日市市の工事現場で働く労働者の環境をよりよく、より安全に、正しい姿で行けるように進めてきていただいていると思います。労働環境チェックシートの⑮に項目を設けていただけていますが、令和6年4月1日から建設業においても残業時間の上限規制が始まります。この制度を事業者がきちんと守っているかどうかは、市ではなく所管する労働基準監督署が行うことと思いますが、労働環境チェックシートは制度について事業者に周知できる側面があり、何とかみんなで守っていこうということで、一定の効果を上げてきたと思います。労働環境チェックシートは元請だけでなくすべての下請にも報告いただくもので、制度について誰でも理解ができるようにもう少し詳しく記載していただけたらと思います。

す。

一方で、労働環境チェックシートの設問に答えるにあたって、あまり複雑になりすぎでは勘違いによる誤答が発生し、その確認や訂正に多くの時間がかかってしまうことになります。労働環境チェックシートの作成や収集すること自体が大変になりすぎでは、現場監督や市の職員も労働者ですので、昨今の働き方改革に逆行するような制度とならないよう設問は簡潔なものである必要があると思います。

以上、意見になりますがよろしく願いいたします。

○ 委員

市職員の方々も労働者に含めて、労働環境チェックシートに関係する方々の負担になりすぎないように制度の運用を進めていく必要があるというご意見かと思います。

○ 事務局

労働環境チェックシートの項目⑮については、義務ではなかったものから、令和6年4月1日より義務となります。今回の会議では、労働環境チェックシートの修正案をお示しできませんでしたが、事務局でも、設問の文章を見直すなど労働環境チェックシートの修正が必要であると認識しておりました。今年度中に改正案を作成して、令和6年4月1日に向けて改正させていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員

資料「公契約条例の施行状況について」の11ページの週休2日制工事の試行について、試行してみて業者さんの反応など実際いかがでしたでしょうか。

○ 事務局

本庁では受注者希望型で5件の工事で試行しました。受注者さんは皆さん週休2日を達成していただいたと工事担当課から聞いています。

○ 委員

週休2日制を取ることが難しい業界では、週休2日制として発注すれば業者さんも取り組みやすいと思いますのでいい制度だと思います。

○ 事務局

受注者が希望した場合、週休2日とすることができる受注者希望型で試行したものであり、まだ発注者指定型ではありません。

○ 委員

なるほど。受注者の意向も汲み入れる方式ということですね。

○ 委員

建設業は人材の確保に苦労している業界ですので、働き方改革の取り組みの一環とし

て週休2日制工事を実施し、休日を増やすことで人材が確保できるようになっていけば良いことだと思います。一方、日給で働いている方もみえますので、収入にも影響するなどデメリットもあるかと思います。まずは試行を通じて週休2日制のメリットやデメリットを洗い出し、検討することが必要だと思います。

○ 委員

しっかり検討してもらって、より良い形で進めてもらえたらよいと思います。

○ 委員

今の試行の段階では、受注者希望型ということで、「じゃあ、やろうか」という業者さんもみえるかと思いますが、発注者指定型で全面的に導入するということになれば様々なハレーションがあるかと思います。今後は、どのような展開を予定しているのでしょうか。

○ 事務局

週休2日制でできる工事とできない工事が当然あると思いますので、すべての工事を週休2日制で実施することは難しいと思いますが、令和6年4月からは週休2日制でできる工事はすべて週休2日制で発注していくという方針で今のところ考えております。

○ 委員

令和6年4月からは発注者指定型で発注していくということですか。

○ 事務局

都市整備部においては、発注者指定型での発注を考えるよう指示があると聞いていますが、どのような工事が週休2日制に適しているか、現在実施している受注者希望型による試行でどのような課題があがってくるかなど検討している段階ですので、令和6年4月以降どのような形で発注していくかは、これから調整していくことになります。

例えば、小学校の改修工事などは夏休み期間中に工事をする必要がありますが、これまで発注していた工事の規模から、週休2日制でできる規模に縮小できるかなど、別の観点からも調整していく必要があります。

○ 委員

週休2日制では現実には無理な工事内容を発注者指定型で発注しては、無理に受注してしまって、品質、安全や工程管理に支障をきたしてしまうことになりかねません。それでも、受注者希望型であれば、受注者の技術力、ノウハウで週休2日制を達成し、その分評価をしていただくということは良いかと思いますが、発注者指定型で発注することであれば、工期内で週休2日制でできる適切な規模で発注することが必要だと思いますので、どの工事を発注者希望型とするかは慎重にご検討いただきたいと思います。

○ 事務局

週休２日制工事については、私共の発注の仕方にも工夫がいると思います。一方、業者さんの事情もあろうかと思しますので、様々な点を調整しながらどのような発注の仕方が良いのか探っていく作業がこれから必要だと思っています。皆様のお知恵を拝借させていただきながら進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局

現時点でも、現場での施工日数が短い工事や災害復旧工事などは週休２日制工事の対象として適切ではないと考えています。週休２日でできる工事は週休２日制工事の対象となっていくと考えていますが、委員の仰っていただいた点も十分考慮して発注していく必要があると考えています。

○ 委員

たとえ工期が長くても、工事の中の一部の工種ができる期間が限られている場合は、特定の１か月は集中して工事しなければならないなどあるため、建設工事でも建築工事でも多くあると思いますので、週休２日制工事の対象とするかは十分注意して検討いただきたいと思います。

○ 委員

資料「公契約条例の施行状況について」の８ページの「入札参加資格停止状況」について、「不正又は不誠実な行為」により５件の資格停止があったということですが、「不正」はわかるのですが「不誠実な行為」とは例えばどのようなことが該当するのでしょうか。

○ 事務局

例えば、故意に手続きを遅らせて信頼関係を著しく損なったなどが「不誠実な行為」となりますが、この「不誠実な行為」に該当することは非常に稀です。資料にあります「不正又は不誠実な行為」の５件は、すべて建設業法以外の法令違反による逮捕など、「不正」によるものです。

なお、落札したにもかかわらず契約しなかった場合は、本市の場合、「契約違反」となりますし、工期を守れなかった場合や工事の出来が悪かった場合も「契約違反」となりますので、「不誠実な行為」は非常に稀なケースになります。

○ 事務局より「事項書 IV. その他（参考資料）」資料説明

○ 委員

参考資料にある調査の結果を受けて、四日市市は労働報酬下限額の設定を検討するのでしょうか。

○ 事務局

四日市市の労働報酬下限額を導入していない理由の考え方としては、資料の秋田県にかほ市と同様の考え方ですので、現在のところは、本市は労働報酬下限額の導入は考えていません。

○ 委員

四日市市は、県下では大手も含めて企業数が多く、労働者も多いと思います。また、県下では賃金も高い地域だと思います。大手の企業の賃金だけが高いということではなくて、それ以外の労働者の賃金にも目を向けていく必要があると思います。労働報酬下限額を設定すればいいということではないと思いますが、一定の目安になると思いますので、県下の中で四日市市が率先して進めていってほしいと思います。また、条例を制定していない近隣の市町にも影響があると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○ 事務局

いろいろメリットやデメリットがあると思いますので、資料のにかほ市もそうですが、違法、違憲の疑いがあるとする見解がありますので、現在のところ導入は難しいと考えていますが、状況が変わってくればいろいろ検討する必要があると考えています。

○ 委員

労働環境報酬下限額を導入する自治体が多くなってきたら検討するということでしょうか。

○ 事務局

東京23区においては、近隣の自治体が労働報酬下限額を導入しているので、江戸川区のように導入するという自治体もあるようですが、全国的には、公契約条例を作っている自治体で労働報酬下限額を導入している自治体は少数派です。今後、様々なデメリットや違法の疑い等がクリアされるのであれば、労働報酬下限額の導入について検討できるようになってくるのではないかと考えています。

○ 委員

法的な根拠が不確かな中で、民民の契約に公共がどこまで管理してよいかという問題は、非常に難しい問題であると思います。労働者の賃金が上がることは良いことですし、また、そうしていかなければならないと思います。国土交通省は、建設業で働く労働者を4つのレベルに分けて、それぞれモデル的に大体どれくらいの収入にすべきかについて示しています。そういった方向で、建設業で働く方の報酬を上げていくという方が、より自然というか、方向としては合っているのではないかなと思います。現場では、人手が足りない状況ですので、例えばとびの工種で、足場を組む際に、アルバイトのような方に継ぎ手等を向きだけそろえてもらって、高所で組み上げていく作業は本職の職人が行うということがあれば、当然その収入に差が出てくるということになります。この

ように、作業内容によって賃金に当然差が出るという一面もご理解いただけたらと思います。先ほどの資料で、いろいろな条件の中で「この工種の最低はこの金額でした」という結果もわかるのですが、いろいろな状況や事情があつてそういった金額となっているということではないかと思います。私も、建設業で働く労働者のレベルに応じて適切な報酬を受け取ることができるような方向にしていくべきとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○ 委員

下請けに対する不払いなどは起きているのでしょうか。例えば、孫請けから代金を払ってもらえないなどの相談が市に対してあつたりするのでしょうか。

○ 事務局

これまでそういった報告や相談はありませんが、市で下請けへの支払い状況までのチェックはなかなか難しいのではないかと考えています。

○ 委員

にかほ市が言っているように、労働報酬下限額の設定について違法または違憲の疑いがあることについて、10年以上もうずいぶん前から言われていると思いますが、それで裁判になったり、違法あるいは合法の判断は出ていないということではなかったでしょうか。

○ 委員

出ていないと思います。

○ 委員

労働報酬下限額については、違法または合法の判断がなされないまま、実際に労働報酬下限額を取り入れる自治体もあるという現実も積み重ねられてきていて、その中でハレーションも特にないということなのではないでしょうか。法的に、ずっと宙ぶらりんのままでよいものなのかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 委員

確かに、今は両論ある状態なのかなと思います。それがきちんと定まるためには、実際に紛争が起きて、裁判例なり判例なりが出てこないといけないと思います。

○ 委員

労働報酬下限額を導入している自治体で誰かが裁判を起こしてくれないと、いつまでも定まらないということですね。

○ 事務局

長時間にわたるご議論ありがとうございました。これを持ちまして、公契約審議会を

終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。